

調達管理番号：20a00465

国名：モーリタニア国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：モーリタニア国水産行政アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水産行政アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年10月から2022年3月まで
- (2) 業務M/M：現地 8.40M/M、国内 5.00M/M、合計 13.40M/M
- (3) 業務日数：国内準備 現地業務 国内整理 帰国後整理
40日 252日 50日 10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年9月16日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年10月1日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 26点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 33点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 5点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	水産開発に係る各種業務
対象国／類似地域	モーリタニア／全途上国
語学の種類	英語

※仏語の能力があると望ましいため、証明書類が有る場合は添付のこと。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モーリタニア（人口約430万人）は国土の3分の2がサハラ砂漠に属し、可耕地は国土の約1%に過ぎない過酷な自然環境にあり、国民の半数が農業に従事しているにもかかわらず、食料のおよそ7割を輸入に頼っている。そのため当国では、内陸部に産する鉄鉱石や近年発見された油田などの鉱物資源に過度に依存した経済構造が築かれてきたが、その結果、1970年代から80年代にかけて農村から都市部へ流出する人口が急増した。

当国政府は、このような鉱物資源に過度に依存した経済からの脱却のため、国家開発計画（SCAPP,目標年次2030年）において経済多角化と変化の重要性をかけた、ヌアディブ経済特区（free zone）の開発を進めるなど経済の多様化に取り組んでいる。一方、同国は大西洋に面した好漁場をもっており、豊富な水産資源を有効に活用した水産開発に対する期待は大きい。しかしこの貴重な天然資源も、外国船による乱獲などにより脅かされている状況にある。そこで同政府は、「持続可能な水産開発戦略（2015-19）」において、従来、海外からの経済協力や投資によって発展を遂げてきた水産開発のあり方を見直し、海洋環境や水産資源を国家の財産として自ら管理し、資源を有効に利用していく方針に転換した。

このような水産開発を図っていくためには、同国自身が水産資源を適切に管理して持続的利用を図っていくとともに、漁獲物の高度利用や高付加価値化を進めバリューチェーンを構築していくことが重要になるが、とりわけこのような戦略を実行に移していく行政官の存在が重要となる。しかし、同国はまだ水産業界の歴史が浅く、そのような経験や知見を持った行政官がまだ育っていない。

日本はこれまで長年にわたって同国の水産分野に対して多くの支援を行い、もともと国民の大半が遊牧民で魚食や漁の習慣がなかった同国をタコの原産地として世界的な水産物輸出国にまで育て上げてきた。今後は、これまでの支援の成果を有効に活用しつつ、上記のような同国の戦略の実行を政策レベルで支援し、水産業界全体のバランスのとれた振興を図ることで同国の経済の多角化を促進し、欧州や我が国への輸出による外貨獲得だけでなく、西アフリカにおける水産物流通を通じた栄養改善や、農村部から流入する若者への職の確保などに寄与していくことが求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モーリタニア国漁業・海洋経済省 MPEM をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、モーリタニア国における水産セクターの現状を把握した上で、日本の水産開発の経験を踏まえ、同省に対して、モーリタニア国の水産資源の管理・保全と持続可能な開発及び主要産業である水産業界の振興を促進するため、同省が策定した「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」及び次期戦略に基づく政策実施への助言や提言を行う。本専門家の活動により、特に以下の項目について政策の実施が推進されることが期待される。

- ①水産資源の保全管理
- ②水産資源の持続可能な開発
- ③水産物の加工や付加価値向上、及び水産物流通に係るバリューチェーンの構築
- ④水産セクターにおける雇用拡大

具体的な業務内容は、以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2020年10月中旬）

- ①モーリタニア政府から提出された要請書や過去の水産行政アドバイザーの業務報告書、既存の文献、JICA報告書、他ドナー報告書、モーリタニア政府作成の関連報告書等を参照し、モーリタニア国の水産セクター及び「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」の実施の現状と課題、及び現在策定中の次期戦略の内容を把握する。

- ②JICA 経済開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、セネガル事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務（2021 年 1 月上旬～2022 年 2 月下旬）

①ワークプランの作成・協議

現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②SCAPP、「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」及び策定中の次期戦略、その他水産政策の達成状況のレビューと問題点の抽出

モーリタニア政府が策定した SCAPP が目指す経済多角化や、「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」が狙いとするモーリタニア政府自身による水産資源の適切な管理及び持続的利用、漁獲物の高度利用や高付加価値化、バリューチェーン構築などの現況や実施中のプロジェクトの状況、取り組んでいる内容やその成果について情報を収集し、達成状況を分析した上で、成功の要因や問題点を抽出する。

③「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」に基づく政策の実施に対する助言・提言

②で抽出した問題点を解決し、また、成功要因をモデル化して現在の状況をさらに進展させるため、C/P やより上位の政策決定者に対して参考となる日本の水産開発や水産資源の管理・保全及び利用、漁獲物の加工や流通の制度や仕組み、経験などを紹介するとともに、それらのモーリタニアにおける実施に向けた具体的な助言や提言を行う。また、同戦略の実施を担う各実施機関に対して、実施計画の策定や手段、必要な投入、体制、予算、実施方法などについて助言を行う。

④水産行政官の育成に係る研修計画の策定及び実施

漁業・海洋経済省を中心に、「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」など政策の実施を担う行政官や実施機関の職員、教育機関の教員、民間人材など水産人材に関する情報を収集し、同戦略の実施を担っていく行政官の育成のための人材獲得や職員研修に関する計画の策定を支援する。その上で、同省の職員研修の実施を支援するとともに、必要に応じて行政官の能力強化のためのセミナーやワークショップを開催し、直接指導を行う。また、上記③の戦略実施のための C/P に対する助言や提言を通じて C/P の行政官としての能力強化を図る。

⑤ドナー調整に対する支援

モーリタニアの水産セクターに対しては、欧州連合（EU）が排他的経済水域内での操業の見返りや、水産物の輸入などの関係でインフラ整備、水産資源管理、人材育成、漁業監視、水産物加工などの面で支援を大規模かつ継続的に実施している。また、他にもスペイン国際開発協力庁（AECID）、ドイツ国際協力事業団（GTZ）や復興銀行（KfW）など欧州系ドナーを中心に事業が実施されている。さらにアフリカ連合（AU）や地域共同体などによる事業も見られる。これらのドナー機関の取り組みについて情報を収集・分析し、可能な連携や協力、棲み分けを模索し、その結果を漁業・海洋経済省や各実施機関に提案する。また、同省が主催するドナー会合等の開催を支援し、ドナー間調整を主導することにより、「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」など政策の実施や次期戦略の策定を促進する。

⑥日本の水産セクター協力の円滑な形成及び促進

過去に派遣された水産行政アドバイザー、水産加工、漁村コミュニティ開発などの専門家の活動の成果をレビューし、それらの上に立って、今後の対モーリタニア水産協力の方向性やアイデアを検討し、JICA 経済開発部やセネガル事務所に提言する。その上で漁業・海

洋経済省との協議を通じて JICA のモーリタニア協力の方針の策定や案件形成を支援する。特に現在、モーリタニア政府から要請書が提出されているモーリタニア海洋・水産研究所（IMROP）の調査船の更新や、我が国水産庁が案件形成を進めている水産職業訓練認証センターの施設改修などの無償資金協力案件について、その他のニーズも含めて想定される案件の背景や内容、需要や期待される成果などを独自に調査して上記方針に照らした妥当性を検討し、JICA とも十分相談した上で技術面や手続きの面で必要な支援を行う。さらに、モーリタニアにおいて日本政府や民間企業、その他関係団体からの水産セクターにおける様々な要請に対し、漁業・海洋経済省の立場に立って、同省による対応を支援する。

⑦漁業・海洋経済省等が実施する関連プロジェクトの実施促進

「持続可能な水産開発戦略（2015-2019）」など政策を実施するために漁業・海洋経済省が実施する事業やプロジェクトがうまく進められるよう促進する。具体的には、以下のよう
な取り組みへの支援を行う。

- ・過去の無償案件のフォロー、実施中無償案件のフォロー
- ・水産資源管理/IUU 対策活動への支援
- ・水産加工教育、漁業訓練への支援
- ・漁村コミュニティの建設支援
- ・水産物衛生検査活動への支援と EU 諸国への輸出振興及び西アフリカにおける衛生検査のハブ化、モーリタニアを拠点とした水産加工物や流通に係るバリューチェーンの構築などへの支援
- ・その他、漁業・海洋経済省が進める取り組み

⑧指導分野に関する活動結果について、JICA セネガル事務所等への報告に参加する。

(3) 国内整理期間（2021 年 1 月上旬～2022 年 2 月下旬の間に計 3 回）

- ①現地派遣期間の合間の帰国時に毎回、JICA 経済開発部と活動の進捗状況の報告を行うとともに、今後の活動の方向性について打合せを行う。
- ②帰国期間中に毎回、開催される本邦又は（必要に応じ）第三国で開催されるモーリタニア国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。
- ③新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地に渡航できない期間、上記「現地業務」①～⑧の業務のうち、国内で実施可能な以下の業務を行う。
 - ・②の全部
 - ・③のうち、メールや Web 会議等で実施が可能な範囲
 - ・⑤のうち、ドナー機関の取り組みについて情報を収集・分析
 - ・⑥のうち、過去に派遣された専門家の活動のレビュー、今後の対モーリタニア水産協力に関する提言に関して国内で実施可能な範囲
 - ・7のうち、国内で対応可能な範囲

(4) 帰国後整理期間（2022 年 2 月下旬～3 月上旬）

- ①帰国報告会に出席し、現地業務結果の報告を行う。
- ②本期間内に開催されるモーリタニア国への支援に関連する会議に JICA の指示に基づき出席し、必要な情報提供やプレゼンテーションなどを行うとともに、結果を JICA に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は（1）～（3）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

(1) 業務ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各1部)

(2) 専門家業務完了報告書(和文3部)

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)。2021年3月2日までにJICA 経済開発部に提出し、報告する。

漁業・海洋経済省や関連機関に提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。

航空経路はパリ経由とし、往路又は復路のどちらかにJICAセネガル事務所への報告・打合せのためダカールに立ち寄るルートを標準とします。

(航空経路) 東京―パリ―ダカール―ヌアクシヨット―パリ―東京

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2021年1月上旬~2022年2月下旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本専門家は漁業・海洋経済省に派遣され、単独で活動を行います。JICAはセネガル事務所が活動を支援します。

③ 便宜供与内容

モーリタニア側からは、C/P 配置と事務スペースが提供されます。その他、案件の実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定です。

JICAセネガル事務所よる便宜供与事項は、以下のとおりです。

ア) 空港送迎：初回時のみ、希望に応じてあり

イ) 宿舍手配：初回時のみ、希望に応じてあり

ウ) 通訳(日本語⇄仏語)手配：希望に応じてあり

エ) 車両借上げ：初回時のみ、希望に応じてあり

オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム(TEL:03-5226-3156)にて配布します。

・要請書(写)

・過去の専門家(水産行政アドバイザー、水産加工、漁村コミュニティ開発)の業務報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモリタニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やモリタニア政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上